

令和8年度 第1回 小田原市こども・若者施策会議 会議録

日 時 令和8年7月13日（月） 14:00 から 16:00 まで

場 所 小田原市生涯学習センターけやき 2階 大会議室

出席者 小原敏郎会長、竹内董委員、鈴木乙葉委員、小久保鈴菜委員、内田佳織委員、島田美緒委員、本多茂委員、赤羽宏仁委員、佐志佳代子委員、益田麻衣子委員、泰道麗菜委員、増田房子委員

欠席者 笠原陽子副会長、都築顕道副会長、隅田裕美委員

出席職員 美濃島子ども若者部長、高橋子ども若者部副部長（子ども若者支援課長事務取扱）、吉川子ども若者支援課副課長、常盤保育課長、大木教育総務課長、柳下教育指導課指導主事（教育相談係長事務取扱）

（事務局）田村子ども若者副部長（子ども政策課長事務取扱）、菅野子ども政策課係長、吉村青少年育成係長、相原主査

会議次第

1 開会

2 自己紹介

3 議題

（1）こども・若者、子育て支援施策の充実について（令和8年度の取組み）

（2）こども・若者分科会の検討状況について

（3）プロジェクト分科会の検討状況について

（4）乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可申請について

（5）給付対象施設の利用定員について

（6）保育提供体制の確保のための実施計画について

4 その他

要旨は次のとおり

議題

（1）こども・若者、子育て支援施策の充実について（令和8年度の取組み）

資料1に基づき事務局から説明

委員	<質疑等> 5歳児健診と既存の就学前相談の内容が重複するのではないのでしょうか。また、人員や予算への影響が心配です。
子ども若者副部長（子ども若者支援課長事務取扱）	現在の制度では、3歳半健診の後、就学前まで1年半ほど健診が行われない期間があります。この間にも、発達に課題を抱えるお子さんを早期に発見するための取り組みを進めようというのが、国の本来の趣旨です。 例えば、滑り台で他のお子さんが順番待ちをしているときに、自分が待たずに前に割り込んでしまったり、気に入らないことがあると手が出てしまったりすることなど、社会性に不足が見受けられるお子さんや、何らかの行動上の特徴が見られるお子さんを早期に発見し、必要な支援につなげることを重視しています。
子ども若者支援課副課長	健診の時期は、年中から年長にかけての間に実施ができればと思っています。 確かに教育委員会で行われている就学前相談がありますが、できれば保育園や幼稚園などから案内されるよりも前に、5歳児健診を通じて支援を始め、学校に入るまでの間に必要なお相談ができる仕組みを作りたいと考えています。これから検討会を行い、さらに具体的に考えていきたいと思っています。 そのため、委員が心配されているように、予算面での負担が大きくなるような工夫しながら、切れ目のない支援の仕組みを作る1つの方法として、この健診の実施を目指しています。
委員	3ページ目（5）の「保育所等副食費保護者負担軽減」と、4ページの「保育士確保策の充実」についてですが、これらは障がい分野には該当しないのでしょうか。
保育課長	はい、今回の内容は障がい分野には適用されません。これらは、保育

所等を利用する保護者に対して食費の補助を通じて負担軽減を図ったり、主に保育所等の現場で働く保育士に対する支援を目的としています。

障がい分野については、また別の取組みとなり、取組みの趣旨や担当課も異なります。

委員

財源など担当課の違いは承知していますが、同じ年代・年齢層を対象としているにもかかわらず、保育園や幼稚園の保育士が優遇される一方で、障がい児施設の保育士が支援の対象に含まれないケースが多いようです。この点について課題を感じており、ぜひ留意していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員

すでに就学前相談を受けているお子さんは、5月から7月の時点で、親子で学校の支援級や通常級を見学している段階かと思います。そのため、先ほどお話にあった5歳児健診を狙い通り実施するのであれば、健診の時期をもう少し早い段階で行うことを検討いただくと良いのではないかと感じています。

早めに実施することで保護者の方が検討する時間を十分に持つことができ、学校の見学時にも必要な情報を得た状態で判断することが可能になると思います。この点について考慮いただけるとありがたいのですが、現在の検討状況について教えてください。

子ども若者支援課副課長

年齢についてですが、委員の皆様がご心配されている点を踏まえ、年長になる前、具体的には4歳半頃からの健診を現在考えているところです。名称としては「5歳児健診」となっていますが、実施時期としてはそれよりも少し前、4歳半程度を想定しております。

現状では、3歳児健診が3歳6か月で終了した後、年長になる年齢までの間に健診が実施されていない状況があります。この期間、保護者の方は、お子さんが集団生活をする中で様々な悩みや、お子さんの課題に直面し、それが就学に向けた相談へとつながる流れになっています。

しかしながら、現状ではその相談が年長になってから行われるケースが多く、もう少し早い段階で、相談のできる場を設けたり、支援を開始したりする必要があると感じています。

そのため、健診時期を後ろ倒しにすることは考えておらず、むしろ前倒しして実施する方向で検討を進めております。

委員

5歳児健診についてですが、1歳半健診や3歳児健診と同様に、保健センターでの集団健診という形で実施される予定なのでしょうか。

子ども若者支援課副課長

国から、色々な方法が提示されておまして、委員がおっしゃられたように、1歳半健診や3歳児健診のように全員のお子さんに来ていただく健診という方法もありますが、今の段階では、事前に保護者の方に問診票をお送りし、それを市に返送していただいた中で、健診に来ていただいた方がよいなというお子さんに関しては、保健センターで集団健診を行うことを想定しています。その際、医師や保育士などと集団活動を通した健診ができればというように考えております。

いずれにいたしましても、実施内容、実施年齢、その後の支援等については、検討会を開催し具体的な内容を協議してまいりたいと思います。

委員

保育園では保育士の皆さんが子どもをよく見てくださり、気になる様子がある場合には親御さんへ声をかけたり、支援制度を案内していただけることがあります。こうした配慮には大変感謝しています。

しかし、その後の支援に関する手続きにはいくつか課題を感じています。例えば、窓口で電話をすると、予約が1～2か月先になってしまうことがあります。その間に各施設から案内が届くことはあるのですが、恐らく担当者の方々が多忙で対応が難しい状況なのか、窓口で電話をかけてもなかなかつながらないことがあります。こちらも日々の忙しさの中で連絡が滞ってしまい、予約までに半年ほど経過してしまうこともあります。このようなタイムラグが発生すると、せっかく保育士から早め

に声をかけていただいたのに、支援が実際に始まるまでに時間がかかってしまい、非常にもったいないと感じています。

このような状況について、課題は様々あると思いますが、例えばデジタルツールを活用した予約システムなどを導入していただけると、支援までの流れがよりスムーズになるのではないのでしょうか。

子ども若者支援課副課長

現状では、アナログ的な対応が多い部分が残っており、申請に関しても電子申請などデジタル化を進めつつあるものの、まだ十分に推進されていない状況です。

できるだけタイムリーな対応が可能となるよう、こうした課題についても検討を進めてまいりたいと思います。

会長

本日の議題は多岐にわたるため、一旦この話し合いは終わりとさせていただきます。5歳児健診についてですが、他の自治体でも既に実施されているところがあります。そのため、他市区町村の成功事例や課題をしっかりと参考にしながら、より良い形で進めていただければと思います。

今回の件について何かご質問やご意見がありましたら、別途メール等でご提出という形でお願いします。

（２）こども・若者分科会の検討状況について

資料 2-1、2-2 に基づきこども・若者分科会長から説明

<質疑等>

委員

資料 2-1 の 1 ページ「こども計画評価報告記載方法」の「ウ」について、基本的には変更ができない仕様となっていますが、「事情によって変更が必要な場合はその理由を記載して提出してください」という記載があります。この「理由」は、具体的にどこに記載するのか教えてください。

事務局

この様式上では、特に記入欄は設けておりません。各課へ照会する際

にメールを利用することになると思います。その場合、メール本文に変更理由を記載していただくか、もしくは Excel 形式のデータですので、欄外等に記載する形で対応いただくことになろうかと思います。

最終的には皆様へ明確な形でお示しする必要があるため、どのような記載方法とするかについては照会時までには整理し、具体的な案内をいたします。

会長

実際に運用してみて不都合があればその都度改善を加える形になるかと思います。令和 7 年度分までは、説明のとおりこちらの様式や評価方法で実施するという事でよろしいでしょうか。

《一同承認》

会長

では、この通り進めてください。よろしくお願いします。

どの市区町村でも計画の評価報告については、率直に言って分かりにくい部分が多いという印象があります。その点、小田原市は工夫を凝らしていると思います。

定量的な指標がある事業は比較的理解しやすい部分がある一方で、定性的な事業についてはどのように評価するか、常に考えていかなければならない課題があるかと思います。今後も試行しつつ改善していく形になるでしょう。

（３）プロジェクト分科会の検討状況について

資料 3-1、3-2 に基づきプロジェクト分科会長から説明

＜質疑等＞

会長

「無関心」という言葉からまず思い浮かぶのは、何となく個人が抱える関心事や責任を指しているような印象を抱きました。

これに対して、前の 5 つのセグメント（例えばヤングケアラーや不登校など）を考えると、それらは社会構造や社会との関係性に根ざした課題に関わっています。言ってみれば「関係の貧困」という問題ともいえ

るかもしれません。当然、そうした状況においても、個人の責任という側面が関係する場合もあるでしょう。しかし、そうではなく、その人が置かれている環境や社会全体の構造による影響が大きい場合もあると思います。

この観点から捉えると、「無関心」という言葉を使うことで、どうしても問題を個人の自己責任に押し込めてしまうような印象が強くなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

プロジェクト
分科会長

ご意見を伺っている中で、確かにその通りかもしれないという感覚が生まれてきました。皆さんはどうお考えでしょうか、という点を少し伺ってみたいと思っています。

以前設定していた5つの対象セグメントと比べると、現在の議論では社会の構造に責任を求める、以前の考え方と違い、個人の責任がより強調されているという性質があると感じています。その点については私も同感です。

もちろん、言葉の表現や聞こえ方を変える余地はあるかと思います。ただ、その前に確認しておきたいのが、個人の責任として聞こえるとして、今回なぜ問題になるのかという点です。この部分をもう少し整理し、再確認しておきたいと考えています。

会長

質問の意図としては、様々な課題や状況を抱えた若者や子どもたちがいる背景を踏まえて、現在の捉え方について考える必要があるのではないかと思います。“個人の責任”という考え方があまりにも強調されすぎると、そのことが行政の施策においては課題になるのではないかと思います。

社会には多様な状況や個性を持った人々が存在しています。しかし、そうした多様性を十分に考慮せず、“個人の責任”という方向に舵を切ってしまうような状況になっていないか懸念しています。そのための問題提起というか、そういった観点での意見になります。

プロジェクト 分科会長	市が発信する情報や資料などにおいて、表現が適切ではない可能性があるということでしょうか。 このレポートは最終的に、主に市職員に利用していただく目的で作成された資料と私たちは認識しています。また、レポートを公開するという話もありました。その点について、改めていかがでしょうか。
事務局	その方針には変わりありません。この資料は、我々市職員が子どもや若者たちの意見を聴取する際の参考資料として活用することを主な目的としています。 ただし、こうした公的な会議で作成された成果物である以上、公開も当然必要ではないかと考えています。
プロジェクト 分科会長	今回作成している自治体職員向けの資料についてですが、これはそのままホームページ上などで公開する想定なのか、それとも別途公開用に何か再編集を行う形になるのか、どちらのイメージでしょうか。
事務局	その点については、正直なところ現時点で確定したものはございません。例えば、レポートの内容がかなり細かな部分まで含まれているものになり、それをそのまま公開することが難しい場合には、簡易版として公開用のバージョンを作成し、我々が利用するバージョンと分ける形にすることも十分可能だと考えています。
プロジェクト 分科会長	市として公に発信する資料として公開する場合には、言葉選びが適切か否かという部分については、別途検討し、最適な表現を採用するべきだと思っています。 ただし、今回の資料は市職員向けにまず作成するという前提で進めているお話になるかと思います。その前提に基づいた場合、「無関心層」という表現についても改めた方が良いのかどうか、この点について確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

どのような表現が適切かは検討が必要だと思います。

会長

委員会で検討していただければと思います。私としては、「無関心層」を却下した方が良いと言っているわけではありません。意識の問題や捉え方の問題として、個人の問題と社会との関係性の問題を幅広く捉えることが重要だと考えています。対象を絞るにしても、その背景を幅広く考慮する方が良いと思っています。

これはあくまで私の意見ですので、ご検討いただければと思っています。

委員

「無関心層」というのは、要するに行政に対しての無関心ということを指すのでしょうか。その具体的な例として、行政からのアンケートにも答えない、といった話が出発点となっているのだと理解していますが。

プロジェクト
分科会長

そうです。こども計画に関するアンケートなどがその具体例として挙げられます。

委員

「無関心層」という言葉を使う場合、行政に対する無関心だけでなく、仕事に対する無関心や政治に対する無関心など、いろいろな種類の無関心があると思います。その中でも、今回の議論では行政に対する無関心層をターゲットとしているということですよね。

それであれば、この「無関心層」という表現をそのまま使うのではなく、「何々に対する無関心層」という形で具体的に示しておいた方が良いでしょう。「無関心層」と言うと範囲が非常に広く感じられるので、対象を明確にすることで議論の焦点を絞れると思います。

プロジェクト
分科会長

現状、課題やレポート作成の目的の中には含まれているのですが、その部分について、「無関心層とは何か」という形で、より明確に記載をした方が良いでしょう、ということですね

委員 そうです。プロジェクト分科会で対象としている「無関心層」が具体的にどういったものを指しているのかという点を、明確に記載する方が良いと思います。

プロジェクト
分科会長 そのほうがより分かりやすくなると思いますので、今回補足させていただいた内容をレポートに明記する形で検討したいと思います。ご提案ありがとうございます

会長 今回の議論では、多様な対象から「無関心層」に絞る形で進めていく方針となっています。そして、この議論の成果が、最終的に行政に役立つレポート作成につながるのではないかと考えています。大変な作業になるかと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

（４）乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可申請について

資料４、別紙に基づき保育課長より説明

＜質疑等＞

委員 園児の送迎サービスは利用できるのでしょうか。

保育課長 送迎はサービスに含まれておらず、ご自身で送迎していただくことになります。

委員 例えば、国の定める範囲の中で、送迎は対象外となるのか、あるいは送迎をしても問題ないものなのか、その辺りの規定はあるのでしょうか。

遠方に住んでいる方もいると思うので、そうした方々が利用しやすくなるには、送迎の仕組みが整備されることで利用が増えるのではないかと思います。

こどもの数が減少し、点在する状況が増えてくる中で、大都市圏では特に問題視されることが少ないかもしれませんが、人口が少ない地域では利用者がどうしても減少してしまうことも出てくると思います。そうした場合、施設への送迎が可能になることで利便性が向上し、利用しやすくなるのではないのでしょうか。また、施設運営だけに限らず、送迎サービスのみを提供する事業に補助が出ることで利用しやすくなるのではないかと考え、その視点から質問させていただきました。

保育課長

委員のご指摘の通り、送迎サービスを導入することで使い勝手が向上する可能性はあると思います。ただ、本市における現在の実施状況として、定員3名で運用を開始したばかりです。こうした状況を考えると、送迎の導入による費用面の負担が大きく、採算が取れない可能性が高いという課題があります。

さらに、現状ではまだ若干の待機児童が存在する状況ですので、送迎サービスに新たな財源を投入することは、今のところ難しい状況にあるかと思います。

ただ、委員のご指摘のとおり、特に地方の自治体で既に保育定員を下回っているような場合には、送迎サービスを導入することにより利用者を増やすことが可能となるかもしれませんが、現時点では、総合的に判断すると難しい状況です。

会長

送迎サービスを導入している自治体は、ほとんどないかもしれませんが。この制度は0歳から2歳までのこどもを対象としています。つまり、保育所などに通っておらず、保育が家庭内で行われているご家庭が主な対象ということですね。

この制度の前提としては、ご両親のどちらかが家庭にいらっしゃる場合を想定しているので、親が子を園へ送迎することが念頭に置かれているのだと思います。

利用時間については、東京都など増やしている自治体もあるようです。

委員	この制度では予約の方法はどのようになっていますか。例えば、利用したい日の当日に利用したいと申し出ても利用が難しいと思います。 具体的に何日前までに予約をする必要があるのか、そういったルールは決まっているのか教えてください。
保育課長	この制度は予約制となっており、たちばな認定こども園では、面接時に予約を入れていただきます。また、たちばな認定こども園では、余裕活用型ではなく、事前に定員を設定した上で受け入れる仕組みになっており、保育士も常時必要な人数を確保している形となりますので、定員に空きがあれば受け入れが可能です。
委員	現在、利用希望者が 29 名いらっしゃる中で、実際に利用されている方が 8 名というのは、どのように決定されているのでしょうか。
保育課長	29 名というのは、認定を受けた方の数を指しております。一方で、利用者数というのは、実際に施設にお子さんを預けに来られた方、サービスを利用された方の数という意味合いになります。このような違いがあることをご理解いただければと思います。
委員	では、利用者数が 8 名という状況で、現在たちばな認定こども園では 1 日あたり定員が 3 名という運用になっているかと思いますが、直接希望された方については、全員が実際に施設を利用できているということでしょうか。
保育課長	まず、この制度を利用するためには、市からの利用認定を受ける必要があります。この認定を受けた方の人数が 29 名となっています。 その後、実際に利用する際には、保護者との面談を行ったり、予約をしていただく必要があります。この一連の手続きを経て、実際にサービスを利用された方が 8 名いらっしゃいます。

定員については、たちばな認定こども園では、現在1日あたり3名が受け入れ可能な状況です。そのため、現状の数値としては利用者がまだ少ない状況にあります。

委員 発達に課題のあるお子さんの受け入れとかはどうなってるんでしょう。

保育課長 基本的に特別な制限は設けていません。また、保育園では支援が必要なお子さんを含めて受け入れおりますので、そのようなお子さんに対応するためのノウハウも、保育士が持ち合わせております。したがって、発達に課題のあるお子さんの受け入れについても可能です。

委員 小田原市では、たちばな認定こども園での実施が以前から想定されていたと理解しています。一方で、他の地域では、この制度が導入された段階で、民間の幼稚園に対して「実施可能か」といった打診が行われていたと聞いております。

そこで質問ですが、利用希望者が今後さらに増加することを考慮した場合、市として民間の幼稚園にも打診を行う予定はあるのでしょうか。また、制度を実施するには一定のスキルが必要になるため、スキルを持つ幼稚園に限定して打診することも検討されているのか、伺いたいです。

保育課長 これまで、保育会の会議に参加し、こうした取組についてご案内をいたしました。その際、実施の有無に関わらず「興味のある方はご連絡ください」とお伝えしています。

もしご要望があれば、保育課が窓口として対応していますので、ご一報ください。

委員 興味や意欲のある方に、自主的に手を挙げていただく形であると理解しました。

委員

預けられたお子さんは、他のお子さんと同じように過ごすのか、それとも別室で別の活動をするのか、具体的にどのような過ごし方になるのかを教えてください。

また、複数の施設に受け入れ体制が整った場合、「この施設は空いていないが、別の施設なら預けられる」といった情報が、保護者に分かる仕組みを検討しているのかどうかについてお伺いしたいです。

保育課長

まず、ご利用されるお子さんについてですが、クラスに入って一緒に過ごす形が可能な場合もあるかと思います。しかし現状では、特に幼いお子さんの場合、短時間での利用だと泣いて過ごすケースもあると聞いており、個別対応が必要となる場合もあると考えています。継続的な利用が進み、お子さんが環境に慣れてくれば、他のお子さんたちと共に過ごすことも可能になると考えています。

次に、予約状況が分かる仕組みについてですが、国でシステムを用意しているのですが、本市においては現時点では導入できていない状況です。今後、このシステムを活用することで、保護者が空き状況を確認し、予約できる仕組みとしていく予定です。

会長

委員の質問ですが、配布されたチラシにある見取り図の具体的には、どんぐりや杏などの0、1歳児や2歳児の部屋で一緒に過ごすのか、それとも一時預かり専用の部屋で別に過ごすのかといった趣旨だったかと思います。

これに関しては、お子さんの状況に合わせて対応する形になるかと思いますが、いかがでしょうか。

保育課長

たちばな認定こども園では、一時預かり用の部屋を整備しており、そこで一時預かりやこども誰でも通園制度の対応を行う想定でした。しかし、実際に運用する中で、「他のお子さんとの関わりは重要である」との現場の声もあり、そのため、他のお子さんとの交流を促進できるよう

な受け入れ方を検討しながら、一方で個別の支援が必要なお子さんについては、一時預かり用の部屋を有効に活用して対応していきたいと考えています。

会長

状況に応じた対応ができるという点は非常に素晴らしいです。施設が立派で環境が整っていることもあり、充実した体制が整っていると思います。また、保育士や定員数も多く、十分な支援が可能な点も評価できます。

今後、利用状況に応じてさらに柔軟な対応ができるよう、また、拡充を検討することも重要ではないかと思います。

（５）給付対象施設の利用定員について

資料５に基づき保育課長から説明

<質疑等>

なし

（６）保育提供体制の確保のための実施計画について

資料６-１、６-２、６-３に基づき保育課長から説明

<質疑等>

委員

待機児童数と保留児童数の違いは何ですか。

保育課長

いわゆる「保留児童」とは、何らかの理由で保育所を利用していない児童のことで、「待機児童」は保留児童の内数であり、保留児童から除外要件に該当する人数を除いた数になります。除外要件はいくつかあり、例えば育児休業中の場合など、特定の事由に該当する方については待機児童としてはカウントされません。

そのため、「保留児童数」は利用できていなかった方の総数を示すものですが、その内数として、各種除外要件を除いた上で、本当に利用が

できなかった方を「待機児童数」として算定しています。

委員

「保留児童」の概念は「待機児童」よりも広いものであると理解しました。「保留要件」には育児休業中などさまざまな条件が含まれるとのことですが、具体的にどのような要件があるのかについて詳細を教えてください。

保育課長

「保留児童」とは、保育所を利用したいものの何らかの理由で利用できていない方、全体を指します。例えば、特定の保育所しか希望していないケースのように、希望条件が理由で利用できなかった場合は、待機児童としてはカウントされません。

一方、「待機児童」とは、幅広く対応を検討したにもかかわらず、保育所を利用できなかった方を指しており、「保留児童」のうちさらに限定的な範囲を指しています。

委員

実際に保育園を探した際、小田原市内よりも、市外のまちの方が通いやすい場合があります。このため、市内の保育園と市外の保育園の両方を見学しました。

もしかすると既に実施されているかもしれませんが、保育コンシェルジュの方に相談する際、近隣の市町村の保育園情報も案内していただけると、全体の情報を整理しやすくなり、とても助かるのではないかと思います。

保育課長

実際にご相談に来られたことはありますか。

小久保委員

以前、保育コンシェルジュを利用したことがあります。その際の対応についてですが、記憶が曖昧な部分もあるのですが、別の市町村の保育園について尋ねた際に、「詳しくはその市町村にお問い合わせください」と案内されたように思います。

保育課長

承知しました。保育コンシェルジュについてですが、周辺地域についても一定の知識は持っているかと思います。そのため、ある程度の情報提供は可能だったのではないかと考えます。ただし、最新状況の把握や正式な情報提供については、確信が持てなかったため、そのような対応になったのかもしれません。

例えば「どのような保育施設がありますか」といった質問であれば、十分にお答えすることが可能だと思います。また、今後は周辺の保育施設に関する情報を適切に収集し、ご案内ができるように指導してまいりたいと思います。

委員

先ほどの「保留児童」という用語についてですが、以前見た別の資料では、「待ち児童」という表現が使用されているものがありました。この「待ち児童」というのは、例えば保育所に空きがあるものの、特定の保育所を希望して選択せずに入らない方を指しているようでした。その「待ち児童」の数が、保留児童数の 87 名よりも多かったように記憶しています。

ただ、現在その資料が手元にないため詳細は確認できないのですが、この「待ち児童」という概念は、「保留児童」とは異なるものなのでしょうか。

保育課長

「待ち児童」という言葉に関してですが、定義については存じ上げていませんが、恐らく「保留児童」と同じ概念ではないかと推察します。私どもでは、年度初め 4 月 1 日時点で保留児童数や待機児童数を把握しています。その後、年間を通じて申請が増えることで、保留児童数が増加していく状況があります。

このような時点の差異はありますが、「待ち児童」と「保留児童」は同義的な用語ではないかと考えます。

委員

先日、市長との懇談の場で、保育士確保に向けた取組についてお話をさせていただきました。具体的には、公立保育所の保育士だけでなく、民

間保育所や幼稚園も含めた合同の就職相談会やセミナーを、市が主催する形で実施する事例について、他自治体の取組みを参考にご提案させていただきました。

小田原市で働きたいと思う幼児教育や保育に携わる人材を確保するためには、保育所や幼稚園、公立・民間を区別せずに、魅力的な地域として認識されるような取組が重要ではないかと思います。幼稚園の場合、公立と民間合同の就職相談会を開催することについて、ぜひご検討いただきたいと考えますがいかがでしょうか。

教育総務課長

特に制限があるわけではないと思いますので、検討に値する内容であれば、ご検討していきたいと思います

会長

保留児童数についてですが、小田原市では 87 名と多い状況です。この「保留児童」の定義について、小田原市と他市町村では若干の違いがある可能性があるかと思いますので、後日詳しい情報を教えていただけると大変ありがたいです。

よろしくお願いいたします。

4 その他

事務局から、「小田原市いじめ問題対策連絡会構成員」について、子ども会連絡協議会副会長を務められている本多委員を当会議から推薦し、いじめ問題対策連絡会構成員としてご参加いただいていることを報告した。

<質疑等>

なし

そのほかに事務局から何かありますか。

保育課長

先ほど保留児童について十分にお答えできず申し訳ありませんでし

た。手元に資料がございますので、数値を交えながら説明させていただきます。

令和８年４月１日時点の保留児童数は８７名です。その内訳は以下の通りです。

- ・特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由で待機している方：４３名
- ・育児休業中の方：３３名
- ・求職活動中で求職を休止している方：９名
- ・国庫補助を受けた認可外保育施設を利用している方：１名

これらを合計すると、８６名となります。これに待機児童数１名を加えた人数が保留児童数となります。

以上が保留児童に関する詳細となります。

<質疑等>

なし

そのほか事務局から何かありますか。

次回の会議は、令和７年度実施状況、青少年善行賞表彰等の選考についてご審議いただきます。開催時期は１０月を予定しておりまして、開催日時は、会長、副会長と相談しながら決定し、皆様へ通知します。

以上